

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成28年9月15日(2016.9.15)

【公開番号】特開2015-48546(P2015-48546A)

【公開日】平成27年3月16日(2015.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-017

【出願番号】特願2013-180736(P2013-180736)

【国際特許分類】

A 41 C 1/00 (2006.01)

A 41 B 9/04 (2006.01)

A 61 F 13/15 (2006.01)

【F I】

A 41 C 1/00 D

A 41 B 9/04 C

A 41 B 9/04 B

A 41 B 9/04 F

A 41 C 1/00 G

A 41 B 13/02 R

【手続補正書】

【提出日】平成28年8月1日(2016.8.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

縦方向と横方向と前後方向とを有し、前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とが形成され、これら各部がショーツ着用者の肌に対向する内面を有し、前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合され、前記クロッチ部の前記内面の側には前記前端部分と前記後端部分との間に延びるブリッジが形成されているショーツであって、

前記クロッチ部は、前記ショーツの前記縦方向と前記横方向とに弾性的な伸長性を有し、前記横方向の中央部分における前記前後方向の伸長力が前記横方向の両側部分における前記前後方向の伸長力よりも大きく、

前記前端部分と前記後端部分との間では、前記クロッチ部の長さが前記ブリッジの長さよりも短いことを特徴とするショーツ。

【請求項2】

前記ブリッジは、10%伸長時の前記前後方向の伸長力が前記クロッチ部の前記中央部分における前記縦方向の伸長力よりも大きい請求項1記載のショーツ。

【請求項3】

前記ブリッジは非伸長性のものであって、前記クロッチ部が前記ブリッジの長さと同じ長さにまで前記前後方向へ弾性的に伸長しても、前記ブリッジは前記前後方向へは伸長することのない請求項1記載のショーツ。

【請求項4】

前記前胴回り部は、少なくとも前記横方向の前記中央部分における前記縦方向の伸長力が前記クロッチ部の前記中央部分における前記前後方向の伸長力よりも小さい請求項1-3のいずれかに記載のショーツ。

**【請求項 5】**

前記ショーツの最上部を形成する前記前胴回り部と前記後胴回り部との頂部には、前記横方向へ弾性的に伸長可能であって前記ショーツの胴回り開口を周回するウエストベルト部が形成されている請求項 1 - 4 のいずれかに記載のショーツ。

**【請求項 6】**

前記ウエストベルト部は、前記前胴回り部に形成される部分の前記横方向における伸長力が前記後胴回り部に形成されている部分の前記横方向における伸長力よりも小さい請求項 5 記載のショーツ。

**【請求項 7】**

前記前胴回り部における前記ウエストベルト部では、前記前胴回り部を形成しているシート部材が重ね合せてあり、前記後胴回り部における前記ウエストベルト部では、前記後胴回り部を形成しているシート部材が重ね合せてあって、前記前胴回り部で重ね合せてある前記シート部材の枚数が前記後胴回り部で重ねてある前記シート部材の枚数よりも少ない請求項 5 または 6 記載のショーツ。

**【請求項 8】**

前記ウエストベルト部は、前記ショーツの着用者の腸骨の上方で前記着用者に密着可能なものである請求項 5 - 7 のいずれかに記載のショーツ。

**【手続補正 2】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0033

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0033】

縦方向と横方向と前後方向とを有し、前胴回り部と後胴回り部とクロッチ部とが形成され、これら各部がショーツ着用者の肌に対向する内面を有し、前記クロッチ部の前端部分が前記前胴回り部に縫合される一方、前記クロッチ部の後端部分が前記後胴回り部に縫合され、前記クロッチ部の前記内面の側には前記前端部分と前記後端部分との間に延びるブリッジが形成されているショーツであって、

前記クロッチ部は、前記ショーツの前記縦方向と前記横方向とに弾性的な伸長性を有し、前記横方向の中央部分における前記前後方向の伸長力が前記横方向の両側部分における前記前後方向の伸長力よりも大きく、

前記前端部分と前記後端部分との間では、前記クロッチ部の長さが前記ブリッジの長さよりも短い。

**【手続補正 3】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0034

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0034】

上記段落に開示したこの発明は、少なくとも下記の実施の形態を含むことができる。その実施の形態は、互いに分離して又は互いに組み合わせて採択することができる。

(1) 前記ブリッジは、10%伸長時の前記前後方向の伸長力が前記クロッチ部の前記中央部分における前記縦方向の伸長力よりも大きい。

(2) 前記ブリッジは非伸長性のものであって、前記クロッチ部が前記ブリッジの長さと同じ長さにまで前記前後方向へ弾性的に伸長しても、前記ブリッジは前記前後方向へは伸長することができない。

(3) 前記前胴回り部は、少なくとも前記横方向の前記中央部分における前記縦方向の伸長力が前記クロッチ部の前記中央部分における前記前後方向の伸長力よりも小さい。

(4) 前記ショーツの最上部を形成する前記前胴回り部と前記後胴回り部との頂部には、前記横方向へ弾性的に伸長可能であって前記ショーツの胴回り開口を周回するウエストベ

ルト部が形成されている。

(5) 前記ウエストベルト部は、前記前胴回り部に形成される部分の前記横方向における伸長力が前記後胴回り部に形成されている部分の前記横方向における伸長力よりも小さい。

(6) 前記前胴回り部における前記ウエストベルト部では、前記前胴回り部を形成しているシート部材が重ね合せてあり、前記後胴回り部における前記ウエストベルト部では、前記後胴回り部を形成しているシート部材が重ね合せてあって、前記前胴回り部で重ね合せてある前記シート部材の枚数が前記後胴回り部で重ねてある前記シート部材の枚数よりも少ない。

(7) 前記ウエストベルト部は、前記ショーツの着用者の腸骨の上方で前記着用者に密着可能なものである。